

長期継続契約対象業務

令和5年度

委託第20号

学校消防設備保守点検業務委託

仕様書

おいらせ町

第20号 学校消防設備保守点検業務委託 仕様書

この業務は、火災から人命や財産を守るための消防設備の機能維持を図るために実施するものである。

1. 対象施設名

No.	学校名	住所	電話番号	備考
1	下田小学校	おいらせ町館越 38-1	0178-56-2250	
2	木内々小学校	おいらせ町染屋 101-7	0178-56-3562	
3	木ノ下小学校	おいらせ町青葉六丁目 50—184	0176-57-0222	
4	百石小学校	おいらせ町牛込平 20-1	0178-52-2458	
5	甲洋小学校	おいらせ町一川目四丁目 6-10	0178-52-3464	
6	木ノ下中学校	おいらせ町上久保 22-2	0178-56-2640	
7	下田中学校	おいらせ町立蛇 114-3	0178-56-2245	
8	百石中学校	おいらせ町東下谷地 116	0178-52-2454	

2. 委託業務期間

委託期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで〔3カ年継続契約〕

3. 委託業務内容

- (1) 消防法、同法施行令、同法施行規則、消防庁告示及び消防庁通知で定められた基準に基づく点検業務の実施
 - ・総合点検（機器を含む）…年1回（8月）
 - ・機器点検 …年1回（2月）
- (2) 点検対象設備及び器具名
消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、避難器具、誘導灯及び誘導標識、非常電源（非常電源専用受電設備）防排煙制御設備
- (3) 点検後、法令で定められた点検結果報告書の提出
また、必要に応じ消防署への提出
- (4) 学校が要請した場合の消防訓練時における技術者の派遣、指導協力
- (5) 消防用設備に異常及び故障が発生した場合の対応
- (6) 管理者及び防火管理者への指導及び助言
- (7) 簡易な調整及び修理等の実施（交換部品が生じた場合を除く）
- (8) 異常個所の見積書の提出

4. 支払方法

年2回に分けて支払うものとし、第1回目の点検業務終了後及び委託期間満了後に発注者へ請求する。適法な請求書受理後30日以内に支払う。ただし、協議により全業務完了後に支払うことができる。

5. その他

- (1) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。
- (2) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。
 - ① (2) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。
 - ② (2) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。